

「G20諸国の貿易・投資措置に関する報告書(第5版)」 (概要)

平成23年5月25日
経済局 国際貿易課

5月24日、「G20諸国の貿易・投資措置に関する報告書(第5版)」が、WTO事務局長の監修の下で作成・公表されたところ、概要以下のとおり。

本報告書は、2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおけるG20首脳の要請に基づき、これまで4回(2009年9月、2010年3月、2010年6月、2010年11月)作成されており、今回の報告書は、第5版。2010年10月から本年4月までの間にG20諸国により実施された措置が対象。なお、本報告書に掲載された措置については、WTO協定等との整合性の有無や保護主義的性質を有するか否かを予断するものではないとの注釈が付されている。

1. 報告書の概要

WTO 監修の下で公表された報告書のポイントは以下の通り。

- (1) 過去6か月間のG20諸国により実施された貿易制限的措置の数は増加しており、G20の保護主義抑止に対する決意が揺らいでいる。例えば、関税引き上げ、非自動輸入許可の増加及び輸出制限等が実施されており、金融危機後の保護主義が勢いを得つつあるとおそれが高まっている。
- (2) 特に、主に食料品や鉱物類への輸出制限(食料品の高騰に伴う輸出税、国内供給の確保や資源枯渇に備えた金属や鉱物製品の輸出割当等)の増加が確認された。WTO は輸入障壁に比して輸出制限を取り扱う規律が少ないため、G20のスタンスティル・コミットメント等により、輸入国における輸出制限(特に食料品)の影響を緩和する必要がある。
- (3) 他方、過去に導入された貿易制限的措置の撤回のペースが速くなっており、今までのところ、2008年10月以降に実施された約550の貿易制限的措置のうち、約18%が撤回又は改善した。幾つかのG20諸国では、貿易障壁の削減や貿易円滑化を目的とした行動を実施しており、特に、輸入関税削減の実施例が多い。
- (4) 貿易の流れは長期トレンドで安定しており、世界の物品の貿易量は2010年に前年比14.5%に急上昇し、2011年は前年比6.5%成長する見込みであり、これらの数値は、貿易が2010年に世界経済の景気後退の回避に貢献したことを示す。世界経済危機の厳しい影響にも関わらず、開かれた市場が維持されていたため貿易量の著しい増加が実現し、保護主義抑止においてWTO体制の価値を示した。
- (5) 2010年の物品貿易の実績及び2011年のポジティブな予測にも関わらず、東日本大震災に加え、政府負債問題、食料品や他の一次産品価格の高騰、主要石油産出国の混乱等数多くの重大なリスク要因により、世界貿易の見通しは不透明であり、近い将来の不確実性を生んでいる。金融危機及び世界不況の影響はしばらく続く見込みであり、先進国における高い失業率と欧州における急激な財政引き締めは保護主義圧力を高め続ける。WTO加盟国はかかる圧力に忍耐強く耐え市場の開放を維持する必要がある。

(6) G20首脳の政治的な支持が継続的に宣言されたにもかかわらず、ドーハ・ラウンド交渉は、2011年内の妥結が難しい状況。多角的貿易体制は、直近の世界不況において、各国政府が強烈な保護主義的圧力の成功裏の抑止に重要な役割を果たした。WTOに代表される多角的貿易体制が弱体化すれば、保護主義への逃避の余地を与えるであろう。

2. 我が国の措置に関する主な記載ぶり(本文中)

(1)パラ12

福島第一原子力発電所の事故の影響により、日本又は特定の産地からの農産品に対する輸入禁止措置又はより厳格な検疫を実施した国が幾つかある(別添にて、豪州、カナダ、中国、EU、インドネシア、ロシア、インドの措置に言及)。

(2)パラ28

対象期間中のSPS委員会において、我が国の最大残留農薬値の設定や食品添加物の禁止に懸念が表明された。

(3)パラ107

貿易予測を不確定にならしめている要素の一つとして、東日本大震災に言及。

3. 我が国の措置に関する記載ぶり(掲載リスト)

(1)景気刺激策→2件

(ア)「レア・アース等利用産業等設備導入補助金」

(イ)「JBIC アジア・環境ファシリティー」

(2)過去(2008年以降)の措置として引き続き掲載されている措置→3件

(ア)韓国産DRAMに対する相殺関税措置

(イ)工業用アルコール及び石油製品に関する段階的関税引き下げ

(ウ)郵政改革法案(閣議決定の主たる内容とともに、「日本政府としては、今後の法制等の運用においてGATSなどの国際約束との整合性を確保していく考えである。」旨記載。)

4. 他国の措置(主なもの)に関する記載ぶり

(1)中国:レア・アースの輸出割当や一部のレア・アース(ネオジウム、塩化ランタン、希土類元素を10%以上含む鉄合金)の輸出関税の引き上げ

(2)アルゼンチン:非自動輸入許可制度対象品目の拡大(自動車、繊維製品、電子機器等)

(3)ロシア:国内自動車組み立て産業に対する新たな現地部品調達比率(30%)要求の導入

(4)ブラジル:「バイ・ブラジリアン」条項を含んだ政府調達に関わる法律(ブラジル政府未確認情報)

(了)